

令和2年度第2回さいたま市地域包括支援センター運営協議会会議結果

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、書面の郵送による開催としました。

1. 議題	
議題（1）介護予防給付等のケアマネジメントに係る委託居宅介護支援事業所の承認について	
介護保険課 説明	<p>介護予防ケアプラン作成等の介護予防支援業務につきましては、地域包括支援センターが「介護予防支援事業所」として実施していますが、介護保険法第115条の23第3項の規定により、「指定居宅介護支援事業所に事務の一部を委託することができる」とされています。</p> <p>委託にあたりましては、「本市の指定を受けている居宅介護支援事業所のうち、本市が開催する「介護予防支援従事者研修」を受講した介護支援専門員が所属する事業所であり、地域包括支援センター運営協議会の承認を得なければならない」と定めています。</p> <p>資料12ページにある12箇所の居宅介護支援事業所は、令和2年12月11日に開催しました「介護予防支援従事者研修」を受講した介護支援専門員が所属する事業所であり、また、これらの事業所は、業務改善等の勧告・命令を受けておらず、居宅介護支援事業所として厚生労働省令で定めます介護支援専門員の人員基準を満たしていますので、承認を求めるものです。</p>
新井委員	12ページの表に研修を受けた介護支援専門員の人数を記入したほうが良いと思います。
介護保険課 回答	承認は研修を受講した介護支援専門員が所属する事業所ごとに行うため、資料へは研修を受講した介護支援専門員の人数を記載していません。
全委員	（異議は認められないため、承認。）
議題（2）令和2年度第2回さいたま市区地域包括支援センター連絡会について	
西区高齢介護 課 説明	<p>令和2年度上半期地域包括支援センターの事業実績について、新型コロナウイルスの影響で、各グループ活動、会議等が中止・延期した一方、総合相談業務では、接触を伴う来所、訪問は減少しましたが、電話での相談が増加しているという報告がありました。9月からは、一部の活動や会議を再開しておりますが、コロナ禍の中、支援の必要な方の把握も難しく、民生委員も訪問活動を控えているようであり、自治会も行事を中止していることから、顔の見える関係がとて少なくなっており、今後、支援の必要な方をどう掘り起こしていくかという意見がございました。</p> <p>地域支え合い推進員の活動について、新型コロナウイルスの影響のため、ほとんどの地域活動が休止の状態となり、高齢者からは、運動不足、社会参加不足を嘆く声がたびたび聞かれる状況の中、感染防止に関する情報提供や地域活動の代表者と活動再開に向けた話し合いを持つなどして、活動再開につなげることができたという報告がありました。自治会、老人クラブの行事もほとんど開催できない状況の中、小規模でも繋がっていることは素晴らしい、また、地域活動は、開催回数や参加者の数を競うのではなく、各々の地区にあったやり方で実施することで良いという意見がございました。</p>

<p>北区高齢介護課 説明</p>	<p>令和2年度第1回さいたま市地域包括支援センター運営協議会の報告について、議題及び報告事項について概要を報告しました。</p> <p>高齢者を対象とした大規模調査「JAGES」は介護予防評価事業として実施したものであり、これまで区連絡会での説明の機会がなかったため、データ例などを用いて概要を紹介しました。</p> <p>令和2年度上半期活動状況報告について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために縮小・中止している事業が有り、各数値にその影響が出ていることを報告しました。</p> <p>訪問・連絡回数が令和元年度よりも令和2年度は増加していることについては、コロナ禍で地域活動が中止になった状況を受け、相談が有ったにも関わらず支援に結び付いていない方を抽出して電話連絡を行ったためであるとの説明がありました。</p> <p>権利擁護事業実績について、各地域包括支援センターから件数及び事例について報告がありました。</p> <p>介護予防業務の公正・中立の評価について、各地域包括支援センターとも「課題有り」とされる占有率50%を大きく下回っており問題ないことを報告しました。</p> <p>令和2年度年間重点目標の上半期取組状況について、コロナ禍により実施が困難となっている取組もありますが、ウェブ会議のアプリケーションであるズームを利用したケアマネジャーの連絡会の開催や、マスクの手作りボランティア「チームお針子」の結成による地域の連携強化、実施が困難となった介護予防チャレンジ教室をフレイル予防・改善講座として企画を練り直すなど、コロナ禍でも出来ることを模索し、取り組んでいる状況について報告がありました。</p> <p>委員の皆様からは、「新型コロナウイルス感染症の流行以前は受け身的に参加していた方が多かったが、再開後は主体性が出てきた」や「感染に対する注意は絶対に必要だが、恐れて家に籠ってばかりいても何にもならない、自粛を意識しすぎて気持ちが落ち込んでしまうので、塩梅を見ながらやっていく必要がある」などのご意見をいただきました。</p>
<p>大宮区高齢介護課 説明</p>	<p>令和2年度第2回大宮区地域包括支援センター連絡会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止という観点から書面のやりとりによる開催とさせていただきます。</p> <p>大宮区連絡会の主な報告は2点になります。</p> <p>1点目は、25ページの「2 令和2年度各地域包括支援センターの上半期事業報告について」ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域活動が中止となったことで、参加されていた方との交流や接点が減り、相談機会の減少となり、地域の状況の把握が難しくなったという報告がありました。地域活動が減少することで外出機会が減少し、「認知症の進行が心配」「筋力が低下した」という相談が増えたという報告もあり、高齢者の見守り支援、介護予防の双方の意味で地域活動が重要であること、また、民生・児童委員さんからの相談や協力の重要性が増しているという報告もございました。</p> <p>2点目は、26ページの「3 令和2年度各地域支え合い推進員（高齢者生活支援コーディネーター）の上半期活動報告について」ですが、新型</p>

	<p>コロナウイルス感染症の影響により訪問による活動が出来なかったため、電話等で生活支援ニーズや活動再開に向けた取り組みの把握等を行ったと報告がございました。また、「いきいき百歳体操」の既存自主活動グループや「いきいきサポーター」「中止している地域活動の参加者」等に対して、自宅でできる介護予防や熱中症予防等について書面送付等による支援を実施し、いきいき百歳体操自主活動グループの活動再開時には行政とともにグループを訪問し、新型コロナウイルス感染対策等の注意喚起を行うなど、地域の集いの場の拡充に対する支援を行った旨の報告がありました。コロナ禍で地域活動の開催が大変だが、地域の高齢者にとっては、生きがい・介護予防・健康づくりにつながっているため、一緒に考えていきたいという意見がございました。</p>
見沼区高齢介護課 説明	<p>見沼区地域包括支援センターの運営状況について、(1)総合相談支援業務について、総合相談件数は、緊急事態宣言期間中は一時減少していましたが、解除後からは増加しており、昨年同等もしくは昨年を上回る件数となっております。</p> <p>地域支援会議や介護者サロン等の地域活動につきましては、新型コロナウイルス感染拡大予防のため、その多くが中止あるいは休止となったため、昨年と比較して大きく減少しています。このため、地域の高齢者の方々と直接会えないことから、電話や手紙あるいはチラシの配布を通じて、関係が途切れない工夫がされておりました。</p> <p>(2)包括的・継続的ケアマネジメント支援業務について、ケアマネ会議の開催につきましては、「人数を少なくして開催」、「勉強会の代わりにアンケートを実施」、「開催方法検討中」、「書面にて開催」と各圏域で対応が分かれました。ケアマネ会議は、地域のケアマネとの関係作りに有用であり、なるべく開催していきたいとの報告でした。</p> <p>(3)権利擁護業務について、全体として増加傾向となっており、認知症による暴力事例や、要介護の親と障害者の子の世帯等の多問題事例があり、1件の関わりに対し、時間と労力を要しております。</p> <p>(4)介護予防ケアマネジメント業務について、総合相談件数と同様、緊急事態宣言期間中は一時減っておりましたが、解除後は1職員の担当件数は例年と同程度に戻っているとのこと。委託は増やしていきたいが、地域のケアマネ数も限られ、思うように進まない現状がございました。</p> <p>介護予防支援業務の公正・中立について、見沼区内各圏域地域包括支援センターが作成するケアプランについて、特定の事業者が提供するサービスに偏りが無いことが確認できた旨、報告しました。</p> <p>地域支援会議からの報告について、どの圏域においても、緊急事態宣言による自粛で外出機会が減り、フレイルや認知症となる高齢者が増えていること、その状況などを直接確認できないことから、現状が見えにくくなっていることに懸念を抱いているとのことでした。また、地域活動の休止で高齢者が通いの場を失い、介護保険を申請された方が多かったとの報告もあり、地域での繋がり的重要性が再認識されました。</p> <p>地域支え合い推進員の活動報告について、コロナ禍により活動を休止している自主グループが多く、再開に向けて2部制の導入や、体調管理</p>

	<p>及び消毒方法のアドバイス、自宅でもできる介護予防運動の紹介など、積極的に活動しておりました。しかしながら、会場等の問題で活動再開できないグループや、参加者を限定したグループもあり、新規の方が参加できる場がないとの報告もありました。</p> <p>そのような中で、早い時期に活動を再開した自主グループの取り組み方や、高齢者自身が新たな生活様式に対応できるようにスマートフォン講座を開催した活動を紹介する等、コロナ禍においてもできる限りの工夫を行っておりました。</p> <p>その他について、委員の方々からは、「コロナ禍で認知症やフレイルになる高齢者が増えている。自主グループ等の様々な活動について、より広く周知するよう工夫してはどうか。」、「認知症サポーターやオレンジパートナーをさらに養成し、地域活動に積極的に参加してもらうことで、支援層が厚くなると良い。」等のご意見をいただきました。</p>
<p>中央区高齢介護課 説明</p>	<p>3 個別事例から見える地域課題について、令和2年度上半期における高齢者相談の傾向としては、コロナ禍で外出機会が減り、地域活動にも制限があるため、要介護状態や認知症が進んでいる方が増えています。一つの事例として、日常生活の中で日々の目標を見失っている方を支援するため、興味関心シートを用いて、潜在的な嗜好や興味の気づきを見つけ出していただき、新たな活動へと繋げていただくための取り組みをはじめています。</p> <p>4 令和2年度上半期地域支え合い推進員活動報告について、①地域活動の情報発信源として、TwitterなどのSNSを活用して、地域のコミュニティーづくりや高齢者同士を繋ぐネットワークの構築を進めています。体操や茶話会など、地域住民による自主グループの活動再開に向けて、団体運営に関する相談や活動補助など後方からの支援を続けてきたことで、徐々に活動を再開しています。また、南部圏域では、地域の自治会、老人会、民生委員の代表者を対象に、「コロナ禍の高齢者支援と情報伝達」をテーマとして、コロナ禍での課題を共有しその解決方法を検討する目的でアンケートを実施しました。このアンケート結果から見えてくる地域の課題を分析して、高齢者へのニーズ対応に生かせればと考えています。</p> <p>5 令和2年度介護予防事業の実施について、住民主体の自主グループへの展開に繋げるため、いきいき百歳体操を体験いただく「ますます元気教室」を公民館で実施しています。この教室の開催場所の裾野を広げるため、また、子供たちとの世代間交流も視野に入れ、今年度から新たに上落合小学校の教室を利用して開催しました。児童と一緒に体を動かすことで、参加した高齢者の心の健康にも繋げられるものと期待しています。</p> <p>8 その他について、委員より、「コロナ禍で高齢者を支える方策（フォロー）を考えていかなければならない。」との御意見がございました。区としましては、地域支え合い推進員と連携して、区の広報紙やホームページ、SNSなど様々な媒体を活用し、地域のサロン活動や運動教室、趣味活動のグループについて地域資源の利用案内を広めていき、通いの場へ参加できるよう支援を進めていきたいと考えております。</p>

<p>桜区高齢介護課 説明</p>	<p>令和2年度第2回桜区地域包括支援センター連絡会については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面による開催とさせていただきました。</p> <p>全体の資料について、例年の資料と概ね同じく、令和2年度上半期地域包括支援センターの運営状況、一般介護予防事業の実施状況、介護予防支援業務の公正・中立性の評価、地域包括支援センターにおける活動報告についてまとめたものです。</p> <p>1 令和2年度上半期地域包括支援センターの運営状況について、上半期の実績報告のうち権利擁護業務の延べ件数が北部圏域と南部圏域では大幅に違うため、その理由を知りたいという意見があり、各包括に確認したところ、北部圏域は相談を受けてその場で終了する 경우가多いが、南部圏域は相談を受けた後、何度か問い合わせがあり、やりとりをするため延べ件数が多くなっているとのことでした。</p> <p>2 令和2年度上半期 一般介護予防事業の実施状況について、今年度は、4月から7月まで新型コロナウイルス感染拡大防止のため教室が全て中止となり、上半期はほとんど実施することが出来ませんでした。</p> <p>一般介護予防事業のうち、3会場あるすこやか運動教室は、9月から全て再開しましたが、どこの会場も参加人数が少なく、昨年と比較すると参加者が半分以下に減少している会場もありました。</p> <p>3 介護予防支援業務の公正・中立性の評価について、各包括とも訪問介護、通所介護において判定基準値以下で公正・中立性が確保されておりました。</p> <p>4 地域包括支援センターにおける活動報告について、北部圏域からは、新型コロナウイルスの影響でオレンジカフェ、介護サロン、出張相談は全て中止、認知症サポーター養成講座は1件も依頼なしという状況で、今後も新型コロナの終息の目途が立たず、感染者が増加しているため再開するのが困難な状況とのことでした。南部圏域からは、高齢者は外出したい気持ちはあるが家族が感染を心配し外出できない、外出を控えていたら足腰が弱くなった等コロナ感染の懸念と同時に、閉じこもりや認知症、足腰の弱りなどフレイルの進行が懸念されるとのことでした。</p>
<p>浦和区高齢介護課 説明</p>	<p>令和2年度第2回浦和区地域包括支援センター連絡会については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面による開催とさせていただきました。</p> <p>資料全体としましては、例年の資料と概ね同じく、令和2年度第1回さいたま市地域包括支援センター運営協議会の報告、地域包括支援センターにおける介護予防業務の公正・中立の評価、令和2年度上半期地域包括支援センター活動報告及び令和2年度上半期一般介護予防事業の実施状況についてまとめたものとなっております。</p> <p>浦和区連絡会の報告としましては、以下のとおりとなります。</p> <p>まず、41ページの「1 令和2年度第1回さいたま市地域包括支援センター運営協議会の報告について」ですが、地域包括支援センターの過大なケアプラン作成は業務全体を増大させ、他の業務を圧迫するという点について、地域包括支援センターがケアプラン作成を地域の居宅介護支援事業所に引き継ぐのが望ましい。地域包括支援センターにより書</p>

	<p>類の提出方法にばら付きがあるため、書類の提出方法を統一することで居宅介護支援事業所もケアプラン作成の業務委託を受けやすくなる、という意見がございました。</p> <p>次に、42ページの「3 令和2年度上半期地域包括支援センター活動報告について」ですが、新型コロナウイルスの影響で介護者サロンが長期間開催できないのは残念である、新型コロナウイルスに加えて介護している方々の孤独感は大きいものがある。中止とする前に何か工夫して開催ができないか考えてほしい、という意見がございました。</p> <p>また、その他の意見として、地域包括支援センターの業務が多く、今後とも増加することが想定されるため、合理的な見地から業務の分担を見直すことも必要ではないか、という意見がございました。</p>
<p>南区高齢介護課 説明</p>	<p>令和2年度第1回さいたま市地域包括支援センター運営協議会報告について、運営協議会会議録により、各議題の概要について報告しました。</p> <p>議題(2)「介護予防サービス計画(ケアプラン)の作成について」では、このところ、地域包括支援センターにおいてケアプラン作成数が増えており、他の業務を圧迫しているとの声が出ていることから、今後、ケアプラン作成件数の目安を設定する方向で検討していくこと。報告事項「令和2年度さいたま市地域包括支援センター運営方針について」では、運営方針の修正が必要となる新たな情報が国から出ていないことから、令和元年度の運営方針からの変更はないこと。「第8期さいたま市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について」では、令和3年度から5年度の3か年で取り組む項目を定め、パブリック・コメントの実施等を経て3月に策定・公表を行うことなどの報告を行いました。</p> <p>2 令和2年度上半期事業報告について、各地域包括支援センターの上半期事業実績のうち、総合相談業務では、本人や家族に精神疾患や知的障害等があるケース、家族関係が悪く、支援の方向性の話し合いがうまく進まないケース、経済的に困窮しているケースなど、継続的に関わり、支援が必要な相談が増えている。新型コロナウイルスの影響で外出を控えたことにより、認知症状が進んだ、フレイルの状態になってしまったなどの相談が増えているとの報告がありました。包括的・継続的ケアマネジメントでは、ケアマネジャーが困難に感じるようなケースが増えおり、包括事務所にケアマネジャーが来所しカンファレンスを実施するような対応をとった。継続的に相談と関わりが必要になる困難事例対応について、ケアマネジャーと一緒に対応している。新型コロナウイルス感染予防のために介護サービスの利用を中断する方に対しては、中断している間でも自宅でできる体操の情報提供や地域で再開した体操教室を案内するなどのサポートをしているとの報告がありました。</p> <p>3 介護予防支援業務の公正・中立性の評価について、全ての包括において、介護予防訪問介護、介護予防通所介護ともに判定基準となる50%以下と、サービスに偏りがなく、公正・中立性が保たれているとの評価をいただきました。</p> <p>4 令和2年度上半期地域支援会議の報告について、新型コロナウイルスへの感染に対する不安から、上半期に開催できたのは1包括のみでした。地域支援会議の概要としまして、地域包括支援センターを幅広い</p>

	<p>世代の方に知っていただくために、保健センターや子育て支援センターに包括のチラシを置かせてもらってはどうかという意見があり、早速、包括と高齢介護課とで保健センター、子育て支援センターに出向き、パンフレットの設置と必要な方への情報提供を依頼したことの報告。介護予防のきっかけ作りとして、自身の状態をチェックできる機械を役所やシニアふれあいセンターに置いたり、市のホームページに「基本チェックリスト」のようなコンテンツを載せたりすれば、気軽にチェックできるし、何を注意したらいいか判断できるという意見があったとの報告がありました。</p> <p>委員からは、新型コロナウイルス感染拡大防止で外出等を自粛したことにより、認知症の悪化や足腰の筋力の衰え、うつ病の症状を発現する方が出てきている。自分の状態をチェックする場所があれば、もう少し気軽にできると思う。市ホームページに高齢者向けの専用ページがあると良い。最近の高齢者、特に団塊の世代の方はスマホも操作できるし、ホームページを見る人も増えてきている。高齢者の健康や地域包括支援センターについても、わかりやすく説明があると良いなどの意見がありました。</p> <p>南区としましては、市ホームページに介護予防専用ページを設け、基本チェックリストにつなげるためのセルフチェックの仕組みや認知症チェック、フレイルチェック、コロナ禍における介護予防運動などの情報提供を行うことは、何らかの支援が必要な方を地域包括支援センターや行政、医療機関等に早期につないだり、介護予防の取組を推進したりするために、有効な手段の一つと考えております。</p> <p>5 高齢者生活支援体制整備事業について、地域支え合い推進員の主な活動としては、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言中は、ほとんどのグループが活動を中止することとなり、現場に出向いて支援することはできませんでしたが、そのような状況の中でも、電話でこまめにやり取りしながら、体操グループの立ち上げに向けて準備を進めたこと、社会資源の情報を整理し、マップに落とし込んで見える化を図ったこと、また、緊急事態宣言解除後には、新しい生活様式の実践を始めとした感染防止策や熱中症対策など、活動再開にあたり注意すべき点等の情報提供を行なったことなどの報告がありました。</p> <p>南区としましては、今後も地域支え合い推進員と連携し、地域のグループが安全、安心して活動できるよう、感染防止策等の啓発、情報提供など、積極的に支援してまいります。</p>
<p>緑区高齢介護課 説明</p>	<p>2 令和2年度一般介護予防事業の上半期事業報告について、「ますます元気教室2コース目」は民間施設4会場で実施する予定でしたが感染防止のため3会場で中止となりました。住民主体の通いの場（自主グループ）においても、100歳体操を始めとした介護予防活動が自粛となりました。緊急事態宣言解除後、自主グループの代表者を集めて説明会を開催し、「新しい生活様式」を踏まえた自主グループ活動の在り方を啓発しました。</p> <p>4 令和元年度決算書および令和2年度予算書の修正について（北部圏域）、40㎡程度である執務室に対し高額な水道光熱水費が計上されて</p>

いる、自らの施設であるのに土地・建物賃借料が計上されているなど、報告内容に疑義が生じたため、高齢介護課からリバティハウスに修正を要請しました。要因は法人全体の経費を包括の収入割合で按分したものを計上したためであり、委員からは包括の経費のみを計上するべきでありひどいのではないかと厳しいご意見をいただきました。リバティハウスには今後このようなことがないようにしていく旨の文書を提出してもらいましたが、高齢介護課もすぐに気づけなかったことを反省しています。

5 令和2年度上半期緑区地域包括支援センターの運営状況及び活動状況について、リバティハウスの運営状況について、相談件数は昨年同時期と大きな差はありませんでしたが、4月から8月にかけて相談は減少、8月の終わり頃から増加傾向となりました。相談内容は運動できる所へ行きたいなど介護保険申請に関するものが多くなりました。また介護者サロンやオレンジカフェなどの地域活動は一時中止となりましたが、9月より感染症対策を検討しながら再開しました。活動状況について、コロナ禍ではありましたが、医療機関・障害者支援センター・民生委員との連携を継続しました。また9月にはさいたま市立高等看護学院において在宅介護論などについて講義を行いました。今後もできることを考えていき、高齢者に運動の機会を提供していきます。

南部圏域浦和しぶや苑の運営状況について、相談件数は昨年と変わりがありませんでしたが、緊急事態宣言解除後は急激にふえました。また、外出機会が減り筋力低下が顕著となったためデイサービスを利用したいという相談や、コロナ禍に起因する虐待の相談も見られました。重点取組事項である自主グループの支援については、活動を再開できていないグループも多いことから、地域支え合い推進員と共に感染症対策を考えながらに取り組んでいきます。

6 地域支援会議について、両包括とも、「地域におけるコロナの影響」について事前にアンケートを行い、その結果と今後の課題について話し合いました。アンケート結果について、「外出を控える状況が続いて会話が減り、高齢者の孤独感が強くなった」、「通いの場や運動の機会がなくなった」、「デイサービスを休み続けた結果、ADLや意欲が低下した」がありました。

7 令和2年度上半期地域支えあい推進員の活動状況について、北部圏域について、自主グループの活動が制限されていましたが、代表者の方と定期的に連絡をとるとともに、運動不足予防や熱中症予防の情報提供を行いました。今後の課題は活動を再開できていない自主グループを支援していくことと、地域課題解決に向けた協議体の開催となっています。南部圏域について、緊急事態宣言発令中に、自主グループのメンバーなどに感染予防対策や筋トレ方法等のチラシを作成し配布しました。6月以降、公民館が利用開始となったため、自主グループの活動再開を支援しました。今後の課題は、原山、太田窪地区に通いの場がないため、場所の開拓をしていくとともに、空き家の活用を検討していきます。また、新しい生活様式を踏まえ、前期高齢者はスマートフォンを使えるので、アプリを使って一緒に運動や会話ができるよう勉強会の開催を検討してい

	<p>きます。</p> <p>8 意見交換（コロナ禍の課題、包括に期待する取組等）」について、各委員よりそれぞれの立場から意見を述べていただきました。</p> <p>「自治会でも百歳体操を休止しており、人と会う機会が少なくなりさみしいという声が出ている。サロンや食事会も再開は難しく苦慮している。」「介護施設では、利用者を守るため地域交流事業をシャットアウトせざるを得ない状況となっている。リバティハウスと共同で実施しているオレンジカフェについては何らかの形で再開できるよう検討していきたい。」「(包括へ質問) コロナ禍の中で、家に閉じこもって体が弱くなって介護認定を受けたいといった相談業務は増えているか。」「(包括回答) 本来は介護保険を使わなくていいように介護予防事業を勧めるわけだが、外に出るために介護保険を使ってデイサービスに行くしかないというケースや、自主グループ活動などが休止した関係で筋力が弱りデイサービスを使いたいという人は増えている。」「月別の相談件数はコロナ感染流行状況と相関関係があるのか、調べてみたら統計的な分析ができるのではないか。」「高齢者が外出しづらい状況であり、フレイルにならないよう自宅で運動ができるようになると良いが、高齢者はオンラインで動画を見たりすることは難しいので、行政の方で10分でもいいのでテレビ埼玉に体操の番組を設けられないか。また、高齢者にコロナの注意点や運動の必要性を周知するために、銀行や病院などにチラシを置かせてもらってはどうか。」という意見がありました。</p>
<p>岩槻区高齢介護課 説明</p>	<p>1 岩槻区地域包括支援センターの運営状況について、地域包括支援センターが中心的に実施している「総合相談支援業務」、「権利擁護業務」、「包括的・継続的マネジメント支援業務」、「介護予防ケアマネジメント業務」について、事務局より令和2年度上半期の岩槻区全体の傾向と昨年度との差について報告を行いました。</p> <p>2 令和2年度上半期地域包括支援センター権利擁護事業について、北部圏域から高齢者虐待事例の報告、中部圏域から成年後見制度の事例の報告、南部圏域から困難事例の報告をいただきました。</p> <p>3 地域包括支援センターにおける介護予防支援業務の公正・中立性の評価について、事務局より、令和2年7月分の調査において、各包括とも判定基準をクリアし、公正・中立性が確保されている報告を行いました。</p> <p>4 令和2年度上半期介護予防事業について、事務局より、上半期は新型コロナウイルス感染拡大予防のためすべて実施していないこと。10月以降は、感染症対策を講じたうえで、状況を見ながら開催を進めていることの報告を行いました。</p> <p>5 令和2年度上半期介護者サロンの実施状況について、北部圏域は新型コロナウイルス感染拡大予防のためすべて実施しておらず、今後の状況を見ながらではあるが、徐々に再開できるよう準備していること。中部圏域は、9月から参加者人数・場所を調整し、感染予防ができる広さの会場で実施しており、どの会場においても好意的な意見が見受けられること。南部圏域は、新型コロナウイルス感染拡大予防のためすべて実施しておらず、今後の状況を見ながら検討していくことの報告をいただ</p>

	<p>きました。</p> <p>6 各地域包括支援センター地域支援会議の報告について、3 圏域とも令和元年度事業報告、令和2年度事業計画、令和元年度業務評価等の内容を新型コロナウイルス感染流行により資料郵送にて対応した旨の報告をいただきました。</p> <p>7 地域支え合い連絡会（高齢者生活支援推進会議）の報告について、北部圏域は各リーダーと電話にて連絡を行い、自宅でする簡単な体操についての要望等に対し、資料を作成し配布したこと。また、6月より各リーダーを集めた連合協議体で公的サービス以外の地域のつながり支援を再構築できないかについて勉強会を実施していることの報告をいただきました。</p> <p>中部圏域はフレイルおうちプログラムとして、目白大学協力のもと自宅でするフレイル予防を3か月間実施したこと。また、令和3年2月に本町地区で行う徘徊模擬訓練のために協議体で話し合いを進めており、今後は令和3年3月に3つのサロンで合同サロン会を行う予定であることの報告をいただきました。</p> <p>南部圏域は高齢者の方へ「運動のすすめ」の資料を作成し配布したこと。また、埼玉県作成の漫画「みんないつかは年をとる」、日本赤十字社作成「負のスパイラルを断ち切ることが重要です」の資料を配布し好評を得たことの報告をいただきました。</p> <p>8 その他について、新型コロナウイルス感染症の蔓延の中、「新しい生活様式」を踏まえた上で積極的に取り組んだ各包括の地域支え合い推進員の活動事例から、今後どのような工夫や取り組みを行えばさらに良くなるのかということについて、委員の皆様のご意見をいただきました。</p> <p>主なご意見としましては、「活動の担い手になる人の「気持ち」や「つながり」を途切れさせないように、「Zoom」をうまく活用することで情報の発信や共有ができるのではないかな。また、新しい生活様式の中で、意欲低下で閉じこもりがちの方に対し、安心のお届けとして、活動の参考となる資料を配布することはいいことだと思う。」という意見や、「社会福祉協議会のボランティア活動保険が改定され、ボランティア活動中に新型コロナウイルスに罹患した場合にも対象となったので、ボランティア活動を行うグループが立ち上がる際は、活用していただけたらと思う。」等のご意見をいただきました。</p>
新井委員 意見	17 ページに災害時の要援護者の避難支援について記述されているが、各地区の避難所運営委員会でも民生委員や地域包括支援センターの意見を求めていると思います。
西区高齢介護課 回答	災害時の要援護者の避難支援については、各地域で考えていく必要があることから、避難場所ごとに組織された運営委員会においても、各方面の関係者に意見を伺っていると聞いています。必要に応じ、連携していければと考えています。
伊藤委員 意見	コロナ禍の中、予定していた活動が中止、延期となり大変だったと思います。各包括が地域とどう関わっていくか試行錯誤しながら活動していた事が分かりました。

大熊委員 意見	33ページ、中央区の報告「3個別事例から見える地域課題」は、とてもよいです。さいたま市の地域支援会議の階層の理念をよくご理解されており、他区も行うと良いと思いました。
岡村委員 意見	17ページ、コロナのためほとんどの地域活動が休止状態だった中、6月～感染予防を今まで以上に留意しながら再開され、参加者は仲間と逢える喜びを感じながら活動楽しんでいたので今後共様々な活動に寄り添い励ましていただきたい。
小椋委員 意見	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、集合形式による地域活動が自粛（休止）の中、オンライン（Zoom）を活用したサロンや交流会を開催する包括もあります。今後は、離れていてもつながれる方法のひとつとしてオンラインを活用した地域活動が増えていくと思われるため、把握し情報提供をしていきたい。
高柳委員 意見	46ページの南区地域包括支援センター連絡会報告書の西部圏域の記述より、高齢者の声を細やかに聞き取り、包括が積極的に活動を行っている様子がわかった。 51ページの緑区地域包括支援センター連絡会の報告書の中で、高齢者のフレイル予防のため、テレビ埼玉に体操の番組を設けられないかと意見がでており、私も同感であった。
月岡委員 意見	17ページの意見の1つめについて、判断能力が十分な人たちに対する任意後見制度の活用を奨める点について、賛成です。 当職も任意後見契約を判断能力のある高齢の方と締結している。 頼りになる親族いない、あるいは、親族がいても遠方にいる高齢者（いわゆるおひとり様）については、将来、自分が施設入所や入院する際に身元引受人が必要だったり、万一の事故や認知症により判断能力がなくなった場合に代わりに対応してくれる人が必要となるが、任意後見人においてこれらの対応が可能となる。 埼玉弁護士会でも任意後見契約の対応をしているが、さいたま市では、社協のくらし安心事業において比較的低額の費用で身元引受人等の機能を果たすことができるので、同事業の活用も検討していただければと思います。 社協において事業のリーフレットなども用意していたので、社協にリーフレットの提供を依頼することも検討していただけたらと思います。
角田委員 意見	前期高齢者はパソコンを扱える方も多いので、コロナ禍において、南区の意見（18ページの10行目～15行目）のように市ホームページに介護予防のページを設けてほしいです。
いきいき長寿推進課 回答	従前から市ホームページに介護予防教室の案内のほか、コロナ禍において自宅で過ごす時間が増えた高齢者の健康維持に関する内容を掲載しているところですが、引き続き内容の充実に努めてまいります。
長塩委員 意見	コロナで大変な中でも、大宮区、見沼区、緑区、岩槻区他等、手紙やネットだけでなく、できることを実践していて素晴らしいと思いました。
保坂委員 意見	17ページのコロナフレイル、23ページの気分落ち込み、27ページのメディアを通して発信、35ページの情報伝達、37ページのホームページ、SNS、42ページのタブレット、リモート、46ページのオンライン、ホームページ、51ページのオンライン、テレビ埼玉、各区から

	オンライン、ホームページ、動画配信など、コロナがあってもなんとか集め合せても体操や情報伝達の方法の提案があるので、ぜひ予算をつけて試みてほしい。
議題（3）令和3年度さいたま市地域包括支援センター運営方針（案）等について	
いきいき長寿 推進課 説明	<p>運営方針について、「さいたま市地域包括支援センター運営方針」では、地域包括支援センターが行うべき業務について指針を示しています。今回、社会情勢の変化等に伴い、次年度の地域包括支援センター運営方針について、修正を行います。資料は、59ページから63ページまでが改正案、64ページから72ページまでが新旧対照表となっています。新旧対照表の下線の箇所が、修正箇所です。</p> <p>修正箇所① 項目の構成変更（改正案62ページ、新旧対照表69～70ページ）について、「IV 個別業務」の項目のうち、一般介護予防事業について、これまで「5. 介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援」の項目に記載していましたが、ケアマネジメントの場面以外においても一般介護予防事業の取組が必要であることから、「6. 一般介護予防事業」として別に項目立てを行います。</p> <p>修正箇所② 新型コロナウイルス感染症等に係る項目の追記（改正案63ページ、新旧対照表72ページ）について、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症への対応について、追記します。</p> <p>その他の修正箇所等について、その他、運営方針中で単語を統一するなどの文言整理を行います。また、今回の改正にあわせ、地域包括支援センター事業計画等も修正を行います。なお、包括・在支総合支援センターについては、あり方の見直しを行っておりますことから、今年度中にあり方が定まりましたら、事務局預かりとして改正させていただき、次回の地域包括支援センター運営協議会で報告します。また、1月8日時点において、国から運営方針改正に関わる通知等は発出されておませんが、本運営協議会終了後に、運営方針を緊急に修正する必要が生じた際には、事務局預かりとして改正させていただき、次回の地域包括支援センター運営協議会で報告します。</p>
伊藤委員 意見	コロナ感染についても記載があり、よいと思いました。
岡村委員 意見	60ページ4 利用者が相談しやすい体制の構築、ア・イ・ウ、すべてにおいて是非お願いしたいです。
長塩委員 意見	69ページ・70ページ、5の介護予防から、6として一般介護予防事業を独立させたのは、今後高齢者が増えていく中大変重要だと思いました。ただ、文が同じなのが気になります。「市民自らが」だけでなく、リーダー的役割を担える方を育てるなど入れてもよいと思いました。
いきいき長寿 推進課 回答	一般介護予防事業の記載については、市の様々な行政計画や予算案の概要等の内容などを踏まえて、運営方針上の表現としております。ご提案については、今後、一般介護予防事業の概要や考え方をどのように説明・表記していくか検討していく上で参考とさせていただきたいと思っております。

三次委員 意見	63ページ 4行目 9.高齢者生活支援体制整備事業について、71ページ 4行目、5行目中”の支援”を削除されたようですが、見出しの”事業”も削除し、高齢者生活支援体制整備でよろしいのではないかと考えます。
いきいき長寿推進課 回答	御意見のとおり修正します。また、6.一般介護予防事業についても同様に修正します。
議題（4）介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成について	
いきいき長寿推進課 説明	<p>地域包括支援センターのケアプラン作成に関する現状と課題について、地域包括支援センターでは、総合相談窓口等の業務のほか、支援が必要な方へのケアプラン作成業務を行っています。このケアプラン作成業務について、職員1人あたりの毎月のケアプラン作成件数（給付管理する件数）については、全センター平均で20.9件、最も多いセンターで38.0件でした。地域包括支援センター職員にアンケート調査を行ったところ、ケアプラン作成件数が多い地域包括支援センターでは、ケアプラン作成に時間をとられ、地域包括支援センターの本来の業務である包括的支援事業に手がまわらないとの声がありました。そこで、本市としましても、ケアプラン作成に関する状況調査や実態を踏まえたケアプランの作成基準などについて検討を始めました。</p> <p>他政令指定都市の例について、他の政令指定都市では、14市がケアプランの作成についての基準を設定しております。</p> <p>さいたま市の地域包括支援センターのケアプラン作成状況について、作成状況は表のとおりです。</p> <p>令和2年度第1回地域包括支援センター運営協議会の結果について、本市におけるケアプラン作成についての目安の設定の適否、ケアプラン件数の目安、目安設定にあたって考慮すべき事項などについて、前回（令和2年7月書面開催）の運営協議会で意見を伺いました。目安を設定することについて、賛成が9名、どちらともいえないが6名、意見なしが6名、反対が0名でした。目安とする件数について、20件が妥当という意見が5件、30件が2件、20件前後、20～25件及び25件が各1件ずつでした。目安を設定するにあたり考慮すべき事項として、「地域包括支援センターがケアプランを委託しやすい環境の整備などが必要ではないか」、「収支に直結する事項である」などの意見がありました。</p> <p>地域包括支援センターへの意見照会結果について、これらの運営協議会での意見を踏まえ、市としてケアプランの上限の目安の案を作成し、地域包括支援センターに意見照会を行いました。主な意見として、市からは30件を目安とする案をお示したところ、包括的支援事業の充実の観点からは30件では多すぎるとの意見がありました。これについて、市の考えは、30件を目安とした意図は、地域包括支援センターがケアプランを委託しやすい環境の整備等が整っていない現段階では、受託者の理解が得られないと考えた点にありましたが、受託者からの意見等を総合的に判断し、上限の目安を25件に変更します。また、主な意見として地域包括支援センターが委託しやすい環境の整備を進めてほしいという意見もありました。これについて、市の考えは、次回の介護報酬改定で新設される予定である委託連携加算【仮称】や、集団指導等での依頼な</p>

	<p>ど、引き続き、委託しやすい環境の整備に努めます。その他の意見と市の考えは資料のとおりです。</p> <p>以上から、地域包括支援センターのケアプラン作成件数の目安の案としては、まず、現時点においては、ケアプラン件数の上限の「目安」、努力義務として設定します。また、本市のケアプラン件数の状況、他市の設定状況から、25件程度を目安とします。目安を設定したうえで、委託料の適正化や、ケアプランを委託しやすい環境整備に取り組み、適宜、内容を見直します。この目安は、令和3年4月から運用開始とします。</p>
伊藤委員 意見	<p>25ケースで包括の収支にどの程度影響するか、又、委託事業者が受けられるのかいろいろあると思いますが、今後、コロナ対策をしながらの地域支援を考えると、作成件数の目安は妥当か、多いか、今後の様子を見ながらだと思いました。</p>
小椋委員 意見	<p>受託が可能な居宅介護支援事業所の方針等もあるが、予防ケアプランを担当してもらえよう、単価を含めた環境整備が必要と考えます。</p>
高柳委員 意見	<p>しっかりと会議を行い、現場の声を聞き、決定したため、よかったと思います。件数も適切であると思います。</p>
田中委員 意見	<p>検討の結果、25件程度を目安とするとの結論に賛成します。また、委託料の適正化や、ケアプランを委託しやすい環境整備に取り組み、適宜、内容を見直すということも重要なことであると思います。</p>
月岡委員 意見	<p>現時点で上限件数を25件とすることに異論はないが、他の整備の検討状況など、その後の経過を見て、上限件数について増減を検討すべきと考える。</p>
角田委員 意見	<p>ケアプラン件数の目安の25件程度に賛成です。</p>
長塩委員 意見	<p>79ページ、委員の意見を取り入れてくださり、30件から25件になり、よかったです。</p>
保坂委員 意見	<p>78ページ、予防プランの委託を受けるように集団指導で取組む。居宅介護支援事業所にどの様にしたら受託してもらえるのか、上限はあるのか、手間についても検討してはつきり伝えないと増えないと思います。</p>
いきいき長寿推進課 回答	<p>報酬の面については、委託連携加算の新設を行いますので、可能な範囲で受託していただくようお願いしたいと考えています。</p> <p>地域包括支援センターの業務過多の現状を踏まえ、居宅介護支援事業所の協力を得ることが不可欠ですので、集団指導等の場で伝える予定です。さいたま市介護支援専門員協会をはじめ、関係団体のみなさんにも周知等をしていただければと思います。</p>
4. 報告	
報告(1) 令和2年度上半期さいたま市地域包括支援センター運営状況について 等	
いきいき長寿推進課 説明	<p>さいたま市地域包括支援センターの運営状況について、地域包括支援センターが中心的に実施している1～4の業務について、関係項目の数値をまとめたものです。また、平成30年度上半期、令和元年度上半期の数値については、昨年度の運営協議会で配布した資料から引用しています。</p> <p>1 総合相談支援業務について、1つ目の総合相談の受け付けは、昨年同様、増加しております。その他の項目の多くが減少していますが、新</p>

	<p>型コロナウイルス感染拡大防止の観点から会議等の開催を自粛したためです。</p> <p>2 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務について、全体として増加傾向になっており、関係機関との連携等、総合的なケアマネジメント支援について問題なく行われているものと考えます。ケアマネ会議の開催は大幅に減少していますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から会議の開催を自粛したためです。</p> <p>3 権利擁護業務について、全体として増加傾向になっており、特に、消費者被害の防止について、実績が増加しています。</p> <p>4 介護予防ケアマネジメント業務について、おおむね横ばいになっており、特に、介護予防支援作成件数のうち、居宅介護支援事業所に委託した件数が増加しています。</p> <p>その他について、資料86ページ～89ページについては、地域包括支援センターごとの数値内訳となっており、全ての地域包括支援センターの各項目の小計の一部を特出ししたものが、今まで説明した資料となっています。</p> <p>さいたま市地域包括支援センター介護者サロン実施一覧について、介護者サロンは、介護をしている人が、悩みや疑問を語り合い、介護者同士の交流をはかる場のものや、認知症の本人や、その家族が悩みを相談できる場、いわゆる認知症カフェが含まれており、地域包括支援センターにおいて実施しているものです。</p> <p>令和2年4月から9月は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、昨年度と比べて開催場所等が減少していますが、参加者の主な声は、例年通り、多くの好評をいただいております、本市としましても開催に向けた工夫点などを周知していきます。</p>
大熊委員 意見	81ページ、地域支援会議、個別会議はZoomなどオンラインで可能となるよう考えて頂き、今後も感染状況に左右されずに、行われるようご検討いただきたい。
いきいき長寿推進課 回答	オンライン開催については、可能な部分などについて検討します。
岡村委員 意見	82ページ、介護者サロンにおいて介護している方同士が悩みなど情報交換したり交流を図ったりしている。もっと参加しやすい状況など作っていただけたらと思います。
小椋委員 意見	新型コロナウイルスの感染拡大防止により、昨年度に比べ、サロン開催数が大幅に減少しておりますが、介護者の孤立を防ぐためにも、開催が求められているため、集合形式に捉われない開催方法の検討も必要であると思います。
長塩委員 意見	83ページ、虐待対応の件数の増加、成年後見制度利用の増加など、ますます専門性が問われて、専門職との連携が重要と思います。
いきいき長寿推進課 回答	次期計画において、成年後見利用促進計画が策定されるなど、権利擁護業務の重要性は増すものと考えています。引き続き、地域包括支援センターと関係機関との連携に努めてまいります。
藤高委員 意見	91ページ上段、くるみの介護者サロン（参加者数61名）に「マイタイムラインを利用した災害時の避難行動について考えることができた。」

	と記載してありますが、記載する場所が違うのかなと思えました。介護者サロンは、介護をしている人が、悩みや疑問を語り合い、介護者同士の交流をはかる場のものや、認知症の人本人や、その家族が悩みを相談できる場、いわゆる認知症カフェが含まれており、地域包括支援センターにおいて実施しているもので、私は2箇所の地域包括支援センターに参加していましたので、上記の包括のサロンのありかたに少し違和感をおぼえます。
いきいき長寿 推進課 回答	介護者サロンの交流機会や参加対象者の拡大のために工夫をした取り組みのひとつと認識しております。資料内の「介護者サロンの参加者の主な声」には介護者サロンの本来の目的である感想も記載するよう周知します。
報告(2) 令和2年度さいたま市地域包括支援センターにおける介護予防支援業務の公正・中立性の評価について	
いきいき長寿 推進課 説明	<p>本市地域包括支援センターにおける介護予防支援業務の公正・中立性の評価の仕組みについて、評価の目的等は、地域包括支援センターが利用者に必要なサービスを提供するサービス事業所を選定する際は、利用者の意思を尊重し、それ以外の理由で特定の事業所にかたよらないようにするよう、公正・中立性の確保が必要となっています。対象サービスの種類は、「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」の2種類とし、本調査におきましては、事業者数が少ない市独自基準の緩和型サービスは含めず、従前相当サービスのみで算出しています。評価方法は、毎年度1回対象月を指定した時点評価とし、対象サービスである2種類（「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」）のサービス提供事業者の、「サービスを位置づけた人数の占有率」で判定することとしています。判定基準につきましては、資料の96ページになりますが、運営協議会で協議をしていただき占有率を50%と決定し、この判定基準を超過している地域包括支援センターがあるかということで評価を行い、「特定の事業者のサービスを位置づけた人数の占有率」が50%以下なら「課題なし」、50%を超える場合「課題あり」としています。判定基準を超過し「課題あり」とされた地域包括支援センターに対しては、そのような状況になった理由を記載した文書を区役所高齢介護課へ提出してもらい、必要に応じてヒアリングや指導を行い、判定結果等を区連絡会及び運営協議会へ報告するものとしています。</p> <p>令和2年度の調査結果について、今回の調査結果につきましては、資料の97ページと98ページになりますが、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、対象月を令和2年7月分のサービス提供分としました。資料の97ページが介護予防訪問介護分、98ページが介護予防通所介護分となっています。占有率につきましては各ページの一番右側に記載がありますが、今回の調査では、両方の対象サービスにおきまして、判定基準50%を超えた地域包括支援センターはなく、公正・中立性が確保されているという結果になりました。</p>
新井委員 意見	97ページの介護予防訪問介護で50%になっている。その他では通所介護を含め40%を超えているところはない。「公正・中立」であることは特に委託事業ということも考えて重要なこと。しっかり区連絡会・

	運営協議会で議論することが必要だと思います。
大熊委員 意見	97ページの50%に近い包括の圏域において、そうなる理由が事業所数やスタッフ不足であるのかわかれば、その地域への事業所の設置をサポートし、過当になっている地域はどこなのか公表するとよいのではないかと。
報告(3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について	
いきいき長寿推進課 説明	<p>101ページ上段、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施(以下、「一体的実施」という。)の取組の背景として、国において健康寿命延伸がテーマとなっている中で、介護・フレイル予防が重点取組分野とされ、目指す2040年の姿として示されているところです。</p> <p>101ページ下段～102ページ、一体的実施に関して、取組を進めていくために、平成30年度に国において有識者会議を設けて検討しました。検討結果等を踏まえ、令和2年4月施行とする法改正が行われ、全国の市町村において一体的実施に取り組むこととなりました。これまでの制度は、医療保険と介護保険で制度が分かれており、医療保険においても、退職や年齢区分により事業が分かれており、制度間の接続、連携が課題となっていました。</p> <p>103ページ上段、一体的実施を市町村で実施する場合のイメージ図です。中央の①市町村に配置する医療専門職が事業全体のコーディネーター等を担い、市町村として、④のアウトリーチ支援や⑩通いの場等の相談等を行っていくことなどが想定されています。</p> <p>103ページ下段、国と市におけるこれまでの検討等の経緯の説明です。</p> <p>104ページ～107ページ上段、さいたま市における一体的実施の具体的な取組内容(6事業)です。担当は年金医療課(①②③⑥)及びいきいき長寿推進課(④⑤)で、既に令和2年度から事業をモデル的に開始していますが、事業の一部については、新型コロナウイルス感染症の影響により変更・縮小しています。</p> <p>107ページ下段、一体的実施は、さいたま市の市町村計画として、令和3年度から開始予定のさいたま市総合振興計画基本計画の実施計画の重点戦略としても位置付けられています。国が目指す令和6年度までに市内の27圏域で実施する予定で、順次圏域を拡大していきます。</p> <p>108ページ上段、本運営協議会が関わる地域包括支援センターと連携が必要な取組や支援の内容についてです。高齢者に対する個別支援(ハイリスクアプローチ)と通いの場等への積極的な関与(ポピュレーションアプローチ)、それぞれ記載の関わりが想定されます。</p> <p>108ページ下段、庁内外の関係機関・関係者の関わりを示した参考資料で、さいたま市における一体的実施の推進体制図です。</p> <p>令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、事業一部のモデル的な実施にとどまりましたが、令和3年度以降、市の総合振興計画などに沿って全市的に取組を進めていく予定です。高齢者の様々な相談等に対応する地域の中核機関としての地域包括支援センターの役割に鑑み、各センターにおける事業計画上の位置づけ等についてご理解をいただきたいと思っております。</p>

大熊委員 意見	103ページ、104ページ、令和2年3月27日に厚労省は、同実施における関与する医療専門職に理学療法士・作業療法士・言語聴覚士を明記しました。104ページの⑤において協働させて頂いておりますが、他のものや今後の取組みに協力できることがあれば、対応可能です。
保坂委員 意見	108ページ、通いの場の確保ができるのか、ある程度のスペースが必要と思います。三密は避けて欲しい。
報告（4）さいたま市第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）について	
高齢福祉課 説明	<p>本計画は3年ごとに策定しており、昨年12月25日から本年1月24日まで、パブリック・コメントを実施しているため、委員の皆様へ素案の内容をお知らせするものです。</p> <p>「1 計画の概要」の「(1) 計画策定の趣旨」につきましては、「第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の期間が、令和2年度末で終了するため、令和3年度から令和5年度までの、高齢者福祉施策及び介護保険制度の運営に係る基本方針、基本目標、介護保険サービスの見込み量等を定めるものです。</p> <p>「(2) 計画の位置付け」につきましては、老人福祉法、介護保険法等に基づく5つの位置づけを持つ計画となります。</p> <p>「(3) 計画の期間」につきましては、令和3年度から令和5年度までの3年間となります。</p> <p>「(4) 計画に定める主な事項」につきましては、基本方針、参考成果指標等から成る「計画の基本的枠組み」、「具体的施策・事業」、「介護保険サービス事業量の見込み」となります。</p> <p>「(5) 第7期計画からの主な変更点」につきましては、「地域包括ケアシステム」の推進に向けて、「自助」、「互助」、「共助・公助」の取組の果たす役割を明確にするため、これらに対応する3つの基本目標を新たに設定すること、第7期の重点取組である「認知症施策」の更なる充実を図るため、新たに「認知症施策推進計画」を一体的に策定すること、成年後見制度の利用促進を図るため、新たに「成年後見利用促進計画」を一体的に策定すること、の3点となります。</p> <p>「2 計画策定の基本的な考え方」につきましては、「団塊の世代」が全て75歳以上となる令和7年には、後期高齢者の割合が急増する、いわゆる「2025年問題」、さらに「団塊ジュニア」世代が65歳以上を迎える令和22年には、市民のほぼ3人に1人が高齢者という状況に直面する、いわゆる「2040年問題」、こうした高齢者の増加に伴う認知症高齢者の増加や成年後見制度の重要性の高まり、これらに対応する国の政策動向に加え、多発する自然災害や新型コロナウイルス等の感染症といった、生活リスクに対する備えの必要性を踏まえて、設定しております。</p> <p>具体的には、健康の維持と介護予防の推進、高齢者が活躍できる場を確保することで、健康寿命の延伸を図ること、介護状態の重度化を抑制するとともに、たとえ重度な要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を推進すること、国の「認知症施策推進大綱」に基づき、認知症施策を総</p>

	<p>合的かつ計画的に推進していくため、「認知症施策推進計画」を本計画と一体的に策定し取組を推進すること、「成年後見利用促進法」の施行など、国の動向に対応し「成年後見利用促進計画」を本計画と一体的に策定し取組を推進すること、さらに、高齢者の生活リスクの高まりに対して、具体的な取組を定めて備えを充実すること、以上の5点を第8期計画の「基本的な考え方」として、取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>「3 施策体系」につきましては、「基本方針」としまして「市民一人ひとりが生涯現役で活躍するとともに、住み慣れた地域で健康に暮らせる環境を作ること、誰もが生き生きと長生きして暮らせる地域共生社会の実現を目指す」としております。</p> <p>そして、「地域包括ケアシステム」の推進に向けて、「自助」、「互助」、「共助・公助」の取組の果たす役割を一層明確にするため、一人ひとりの取組である「自助」、近隣住民やボランティア団体等による支え合いの取組である「互助」、介護保険制度やそれを補完する福祉サービスである「共助・公助」の観点を、3つの「基本目標」として新たに定めております。</p> <p>第8期においては、新たに設定するこれら3つの「基本目標」と、従来から定めてきた本市の「地域包括ケアシステム」を構成する7つの基本分野を連結させた、新たな体系の下で、施策を展開してまいります。</p> <p>また、重点施策としまして、第7期計画から引き続き、介護予防・重度化防止の推進、セカンドライフの充実、地域の支え合いによる生活支援の体制整備、に取り組んでまいります。</p> <p>「4 主な介護保険サービスの整備量の見込み」につきましては、特別養護老人ホームの入所待機者数が、令和2年4月1日時点で、752人となっておりますが、令和4年度末までに、現在、建設中の特別養護老人ホームの整備が完了することにより、入所待機者が解消される見込みとなっております。</p> <p>こうした状況を踏まえ、第8期の特別養護老人ホームの整備計画案につきましては、さいたま市の被保険者に限り入所可能である地域密着型特別養護老人ホームを各年度58人、3年間で174人分を整備する計画としており、広域型特別養護老人ホームについては整備を見合わせることにします。今後の需要増加に対しては、地域密着型サービス事業所の整備により、対応してまいりたいと考えております。</p> <p>計画策定のスケジュールにつきましては、パブリック・コメントで頂いたご意見を踏まえてさらに内容の検討を重ねるとともに、並行して国からの介護報酬改定等の情報を基に新たな介護保険料の案を算定し、本計画案に追記するとともに、関連する条例案、予算案を市議会2月定例会に提出予定です。条例案、予算案の議決を頂き、3月に計画を策定したいと考えております。</p>
岡村委員 意見	<p>111ページ、介護状態の重度化を抑制するとともに住みなれた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を推進したい。</p>
高柳委員 意見	<p>111ページの「2 計画策定の基本的な考え方」の中で、2025年に団塊の世代が全て75歳以上となる状況をふまえて、計画を立案してい</p>

	るところが、すばらしい。今後、要支援者や要介護者が増加しないよう、自主グループの育成や、介護予防教室の充実にむけて取り組んでほしい。
長塩委員 意見	111ページ、高齢者を取り巻く状況、ますます増加一方。老々介護、独居老人などが増加するのだと思います。したくなくても、ネグレクト、セルフネグレクトが起きることが予想されます。地域住民や介護の専門家だけでなく、福祉や法の専門家と繋がり、高齢者が高齢者を支援できる体制が今後必要かと思います。
保坂委員 意見	112ページ、セカンドライフの充実。セカンドライフと言うと余暇の様に思ってしまうがそれでよいのですか。活躍の場というなら別の言葉のほうがよいと思います。
高齢福祉課 回答	「セカンドライフ」は、定年退職後や子育てを終えた後等の人生を表した言葉です。本市では、市民の方々がいきいきと生涯現役で活躍していただけるよう、ボランティア、就労、生涯学習等の活動に関する相談・情報提供を行う窓口である「り・とらいふ（セカンドライフ支援センター）」を運営し、高齢者などのセカンドライフの充実を支援しています。
報告（5）その他報告事項について	
いきいき長寿推進課 説明	<p>1 地域包括支援センターの職員配置について、令和2年12月末時点で、地域包括支援センターに配置すべき職員が不足しているセンターが5箇所あります。令和3年1月5日に職員が不足している5センターに報告書の提出を依頼したところ、ハローワークや民間の求人広告など、様々な媒体を活用して求人を行っているが、採用に至らないとのことでした。以上のように、地域包括支援センターの人材確保について苦慮しており、引き続き、委員の皆様が所属する団体等へ相談等がありましたら、ご支援くださいますようお願いいたします。</p> <p>2 地域包括支援センターの公募について、さいたま市議会 令和2年9月定例会において、平成18年に、地域包括支援センターを設置して以来、多くの圏域において、同一法人が継続して本事業を受託している状況の是非について質問がありました。市の契約は、一般競争入札が原則ですが、地域包括支援センター運営事業は、住民や関係機関等との信頼関係が必要であることから、随意契約により、継続して同一法人に運営していただいています。以上のことから、住民や関係機関等との信頼関係を保持しなければならないことを前提としつつ、他市の状況も踏まえ、適切な契約方法のあり方について研究をはじめます。なお、定期的な公募を実施している政令指定都市は、委託により地域包括支援センターを運営している18市中12市です。来年度以降の地域包括支援センター運営協議会で状況を報告します。</p> <p>3 地域包括支援センター収支決算書及び収支予算書の修正について資料48ページ「4 令和元年度決算書および令和2年度予算書の修正について（リバティハウス）」のとおり、緑区北圏域地域包括支援センターリバティハウスの令和元年度収支決算書及び令和2年度予算書について、金額等の訂正があったため、修正します。収支決算書及び収支予算書につきましては、地域包括支援センターの運営状況を確認するうえで必要な資料であることから、全ての地域包括支援センターに対して、収支決算書及び収支予算書の作成方法について再度、周知を行い、再発防止</p>

	<p>に努めます。</p> <p>4 日常生活圏域の考え方について、(1) 圏域ごとの高齢者人口等について、本市の日常生活圏域ごとの高齢者人口等は表のとおりです。(2) 第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における日常生活圏域の設定について、第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画においては、地域包括支援センター職員1人あたりの高齢者人口のバランスや、圏域の地域住民、特に各地域包括支援センターにおいてケアマネジメントを受けている利用者への影響、地域住民や自治会等の地域団体の意向などの様々な要素を総合的に判断しながら検討した結果、引き続き、27の日常生活圏域を設定します。(3) 高齢者人口増加圏域への対応について、高齢者人口増加圏域への対応方法の例として、これまで「圏域の変更を伴う増設」と「圏域を変更せずに増設」の2通りの方法を示してきました。令和元年度第2回地域包括支援センター運営協議会において、各区へのヒアリングを行う旨報告させていただいておりましたが、圏域内高齢者数の多い区から、「高齢者人口連動分職員の配置（圏域内の高齢者が2,000人増えるごとに1名配置）により、職員1人あたりが担当する高齢者数は過大となっておらず、スケールメリットを活かしたセンター運営が可能となっている。」との意見がありました。そのため、高齢者人口増加圏域への対応としては、引き続き、今後の圏域内高齢者数の推移などに注視しながら、地域住民の意向を踏まえて検討することとします。</p>
大熊委員 意見	<p>115ページ、人材の件は本来、受託先の案件であるものの、市として、看護協会やケアマネ協会と包括の魅力を発信する取組みをしてはどうでしょうか？また、包括は職場体験週間（病院ではよくやります）を設けて1回入職体験や説明会をしたらどうでしょうか。求人出しても普通はなかなかどの業職も集まらないです。</p>
いきいき長寿推進課 回答	<p>第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では、地域包括支援センターの認知度向上に取り組むこととしており、地域包括支援センターの役割を発信するなど、人材確保にもつながるよう検討していきます。</p>
岡委員 意見	<p>117ページ～118ページの地域包括支援センター決算状況において、収支状況のマイナス金額が多いセンターはその詳細を把握し、今後の継続運営に支障ないか考慮する必要性を感じました。</p>
岡村委員 意見	<p>115ページ、職員不足では思うような業務ができないと思われるので、引き続き定期的な公募をして頂きたい。</p>
高柳委員 意見	<p>細やかにまとめられていると思う。122ページの「(3) 高齢者人口増加圏域への対応」のむずかしい課題があるが、行政と運営協議会と包括で知恵を出しあい市民の意見を踏まえ課題を解決していく必要がある。</p>
三次委員 意見	<p>115ページの地域包括支援センターの公募について、適切な契約方法のありかたについて研究をはじめるとの事、時間をかけてじっくり研究して頂きたいと思います。</p>